

売買単位の統一に向けた有価証券上場規程等の一部改正について

平成26年6月26日
株式会社東京証券取引所

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年7月1日から施行します。

今回の改正は、平成19年に全国証券取引所名で公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の最終目標である100株単位への統一に向けて、一部指定や市場変更などの要件として100株単位であることを求めるとともに、より上場会社のご協力を得やすいよう、売買単位の引下げを容易にするための対応を行うものです。

I 改正概要

1. 一部指定などの際の要件の追加

- 上場会社が一部指定や市場変更、内訳区分の変更を行う場合や、国内の他の金融商品取引所の上場会社が当取引所に上場する場合には、売買単位が100株単位となることを要することとします。

(備 考)

- 有価証券上場規程第205条等

2. 売買単位の引下げを容易にするための対応

- 単元株式数の変更と同時にすることにより、株主総会における議決権を失う株主が生じない株式併合は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式併合には含まないものとします。

- 有価証券上場規程第433条

II 施行日

- 本年7月1日から施行します。

以 上